

令和元年瑞穂町農業委員会 12 月総会

令和元年 12 月 23 日、令和元年瑞穂町農業委員会 12 月総会が瑞穂町役場全員協議会室にて開催された。

農業委員会委員

1 番	雨宮敏昭	2 番	高水 務	3 番	臼井順央	4 番	坂田敬一
5 番	榎本和夫	6 番	清水正久	7 番	西村隆男	8 番	長谷部冬樹 【欠席】
9 番	高橋良友	10 番	栗原 始	11 番	榎本 勝昭	12 番	上野 勝

農地利用最適化推進委員

村山宣幸	村山高男	戸谷 隆一
------	------	-------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業課長	長谷部 康行 (事務局長)	農政係長	田中 悠也 (書記)
農政係	竹中 都佳紗		

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による許可申請について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

開 会 午後 3 時 30 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和元年瑞穂町農業委員会 12 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、6 番委員の清水 正久さんと 7 番委員の西村 隆男さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による許可申請について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、経営面積〇〇、うち自作面積〇〇、申請事由贈与、譲受入世帯の稼働人員〇人中〇人。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。それでは、これより議案第 1 号番号 1 の審議に入りますが、その前に現地調査をしておりますので、担当委員より報告をお願いします。

1 番委員 (雨宮 敏昭 君) 議案第 1 号、番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 12 月 16 日 (月) 午後 1 時 30 分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。申請者の〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ダイコン、カブ、ニンジン、ネギ、ハウレンソウを栽培しているそうです。耕作面積は約 5 反です。農業従事者は本人、本人の妻です。農業従事日数は本人、妻ともに 350 日です。所有機械はトラクター 2 台、耕運機 4 台です。販路は直売所、宅配です。

取得農地の営農計画ですが、ハウレンソウ、カブを栽培予定です。通作距離は車で 30 分です。販路については直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は農地取得後においても、耕作すべき農地について効率的に利用し耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりました。質疑はございませんか。

農地利用最適化推進委員 (戸谷 隆一 君) 申請事由が贈与ということですが、どういった理由で贈与するのでしょうか。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 譲渡人と譲受人が兄弟であり、譲受人が集約して耕作するとのこと。

事務局 (田中 悠也 君) 費用は発生しないため、贈与という申請事由となります。

議長 (上野 勝 君) 他に質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第1号番号1農地法第3条の3第1項の規定による許可申請についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定についてを議題としますが、私は議事に参与できませんので、4番委員の坂田会長職務代理に議長を交代した上、退席いたします。

(議長交代)

議長 (坂田 敬一 君) これより議案第2号番号1の審議終了までの間、議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。それでは、議案第2号番号1について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第2号、番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (坂田 敬一 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (戸谷 隆一 君) 議案第2号、番号1農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は12月16日(月)午後2時より行いました。調査委員は、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さん本人より聞き取りを行いました。今回の農地は所有権移転で利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、小麦、大豆、ハクサイ、キャベツ、を栽培しています。耕作面積は約55アールです。農業従事者は本

人、妻です。農業従事日数は本人330日、妻300日です。所有機械はトラクター1台、耕運機1台、動噴1台、軽トラ1台、刈払機1台です。販路につきましては、自家消費、庭先販売、量販店です。

取得農地の営農計画は小麦を予定しています。通作距離は車で3分です。販路は自家消費、庭先販売、量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地を適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (坂田 敬一 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (坂田 敬一 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第2号、番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (坂田 敬一 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。それでは、上野会長と議長を交代します。ご協力ありがとうございました。

(議長交代)

議長 (上野 勝 君) 続きまして、議案第3号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第3号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について説明いたします。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容平成29年1月23日から令和元年12月23日まで、適格者証明平成10年12月21日、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (村山 宜幸 君) 議案第3号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は12月16日(月)午後1時10分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。納税猶予を受ける〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇さんの現在の営農状況ですが、クリ、ウメ、ハウレンソウ、ジャガイモ、トウモロコシを栽培しています。耕作面積は約14アールです。農業従事者は本人のみで

す。農業従事日数は本人200日です。所有機械は軽トラック1台、トラクター1台、耕耘機1台、動噴1台等です。販路につきましては、自家消費、庭先販売です。

申請地の営農計画ですが、ウメを栽培予定です。通作距離は車で20分です。販路は自家消費、庭先販売です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第3号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明いたします。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和元年瑞穂町農業委員会12月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 4時00分